

令和2年（2020年）12月28日

入札参加者の皆様へ

豊中市総務部契約検査課

建設工事における総合評価一般競争入札（特別簡易型）の 試行対象案件の拡大と配点基準の見直しについて

本市においては、平成27年度より建設工事について市内業者の施工能力及び本市への貢献度の向上を図ることを目的に総合評価一般競争入札（特別簡易型）を試行実施しておりますが、総合評価一般競争入札をより推進する観点から、対象案件を拡大します。

また、これまでの試行結果により見つかった課題を踏まえ、評価項目の配点基準を見直します。

記

1. 対象となる案件

- （1）市内業者及び市外業者のいずれもが入札に参加できる案件（試行を継続）
 - （2）市内業者を対象とした、予定価格（税込）が1億円以上の案件（拡大）
- ※ただし、共同企業体方式で発注する案件は除く

2. 評価項目の配点基準見直し

入札参加者数の増加を図り競争性を担保するため、価格点と技術点の比率を変更する。

＜市内業者及び市外業者のいずれもが入札に参加できる案件＞

価格評価点：技術評価点 ＝ 7：3

＜市内業者向け案件（1億円以上）＞

価格評価点：技術評価点 ＝ 9：1

3. 試行実施時期

令和3年（2021年）1月4日以降に工事公告を行う案件より実施。